平成２４年（フ）第１１４号
栃木県足利市西宮町2852番地６　カーサ西の宮207、前住所栃木県足利市大前町1045番地４
債務者　吉田しづ子
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１１８号
栃木県足利市千歳町82番地１
債務者　岡崎　真純
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１１９号
栃木県足利市千歳町82番地１
債務者　岡崎美佐男
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１２８号
栃木県下野市下古山3248番地１
債務者　久保　政代
１　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２１５３号
横浜市瀬谷区三ツ境66番地３　市営三ツ境ハイツ20棟105号
債務者　三枝　悦子
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３３３号
神奈川県藤沢市羽鳥３丁目12番10号
債務者　岸田　博史
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３３４号
神奈川県藤沢市羽鳥３丁目12番10号
債務者　岸田　紀子（旧姓日高）
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３６２号
横浜市泉区中田南４丁目23番７号　レオパレスベアーウッド101号
債務者　佐野　義廣
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２号
石川県七尾市下町ユ部10番地
債務者　西谷内市男
１　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月９日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第５２６号
岡山市中区西川原50番地５　メゾンリバーサイド103
債務者　大森啓一郎
１　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６７号
岡山市北区大供２丁目８番８号　サーパス大供607号、旧住所岡山市北区桑田町４番27―103号
債務者　福森美江子
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５９号
山口県防府市警固町１丁目14番19号
破産者　時繁　豊彦
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
島根県安来市安来町1293番地　市営糺団地Ａ棟504号
破産者　坪内　伊介
１　決定年月日　平成24年11月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１９４４号
札幌市北区太平７条４丁目10番６号
破産者　秋山　博之
１　破産債権の届出期間　平成24年12月６日まで
２　一般調査期日　平成25年１月15日午前10時30分
平成24年11月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２２１号
大阪府東大阪市鳥居町８番30号　コモドカーサ405号
破産者　與縄　佑一
１　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
２　一般調査期日　平成25年２月７日午後３時30分
平成24年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４９号
大阪府寝屋川市本町16番１号
破産者　河内商事株式会社
１　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
２　一般調査期日　平成25年１月31日午後３時30分
平成24年11月８日
大阪地方裁判所第６民事部